

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【会社名】 愛知時計電機株式会社

【英訳名】 Aichi Tokei Denki Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 加 俊 之

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

【電話番号】 052 - 661 - 5151(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉 野 和 記

【最寄りの連絡場所】 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

【電話番号】 052 - 661 - 5151(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉 野 和 記

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 213,094,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 愛知時計電機株式会社 東京支店  
(東京都新宿区西新宿六丁目8番1号)  
愛知時計電機株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区三津屋北二丁目22番5号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	49,100株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年5月11日開催の当社取締役会及び2020年6月24日開催の当社第97回定時株主総会において導入することが決定した特定譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)に基づき、2020年6月24日開催の当社取締役会において決議いたしております。さらに、同株主総会において、当社第98期事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日。以下、「本事業年度」という。)に限り、現行のストック・オプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てることに係る移行措置として、対象取締役に對する譲渡制限付株式の割当てのための報酬とは別枠として、対象取締役に割当て済みのストック・オプションとしての新株予約権であって未行使のものを権利放棄することに代えて、当該権利放棄する新株予約権の目的である当社普通株式の数と同数の譲渡制限付株式を割当てることと決定し、2020年6月24日開催の当社取締役会において決議いたしております。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権(以下、「当社譲渡制限付株式報酬」という。)として割当予定先である対象取締役に對して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物支給させる方法で、自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により交付されるものです。なお、自己株式取得を行うことを2020年5月11日開催の取締役会において決議いたしました(第2 売出要項 「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照下さい。)。本有価証券届出書提出日(2020年6月24日)現在、当社の保有する自己株式数は3,811株となっており、本自己株式処分に係る発行数49,100株に45,289株不足しております。このため、本募集は、当該自己株式取得が完了することを条件といたします。また、当社は、割当予定先である対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりであります。

##### (本制度の概要等)

当社役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が当社役員に對して発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける当社役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

当社は、成果主義やコーポレートガバナンスの強化、株主重視経営等の流れを踏まえ、役員報酬制度の見直しを行いました。その結果、取締役報酬について、会社業績や株主価値との連動性をさらに高め、株主重視経営の徹底を図ることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これにより取締役は、当社の株価や連結業績への感応度が一層高まり、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することができます。

今回は、割当対象者が、金銭報酬債権の合計213,094,000円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式合計49,100株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度を踏まえ、割当予定先である対象取締役8名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

##### 譲渡制限期間

対象取締役は、本払込期日から任期満了等による退任又は退職等する時までの間(以下、「本譲渡制限期間」という。)、対象取締役に割当てられた本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間に係る報酬として割当てる譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)及び対象取締役に割当て済みのストック・オプションとしての新株予約権であって未行使のものを権利放棄することに代えて割当てる譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

### 譲渡制限の解除条件

#### 本割当株式 について

対象取締役が本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職等した日を含む月までの月数を12で除した数(但し、計算の結果1を超える場合は、1とする。)に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の株式について、譲渡制限を解除いたします。

#### 本割当株式 について

対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、本譲渡制限を解除する。

#### 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式及び本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式及び本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」という。)を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式及び組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式及び本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式及び本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式及び本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

#### 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分(下記2に定義する。)における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の前営業日(2020年6月23日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,340円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	49,100株	213,094,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	49,100株	213,094,000	-

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を対象取締役等に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

3. 現物出資の目的とする財産は対象取締役等に対して当社譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役：8名 (社外取締役を除く)	49,100株	213,094,000円	この金銭報酬債権は、当社第88回定時株主総会から当社第97回定時株主総会までの期間分の役務提供の対価として付与されたストック・オプションについて未行使のもの、並びに当社第97回定時株主総会から当社第98回定時株主総会までの期間分の役務提供の対価です。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,340	-	1株	2020年9月17日	-	2020年9月18日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社第88回定時株主総会から2020年6月開催の当社第97回定時株主総会までの期間に係る報酬として付与されたストック・オプションについて未行使のもの、並びに当社第97回定時株主総会から2021年6月開催予定の当社第98回定時株主総会までの期間に係る報酬として譲渡制限付株式の付与を行うために支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
愛知時計電機株式会社	名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項は

ありません。

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	400,000円	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

#### (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、以下を内容として、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得を決議いたしました。

1. 取得対象株式の種類 普通株式
2. 取得しうる株式の総数 60,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.17%）
3. 株式の取得価額の総額 360百万円（上限）
4. 取得期間 2020年6月25日～2020年8月31日
5. 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の第96期有価証券報告書及び第97期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年6月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年6月24日）現在において、以下の事項について新たに記載すべき将来に関する事項と判断しております。

#### 指定感染症等の感染拡大

当社グループといたしましては、今般の新型コロナウイルス感染症への感染予防策として、在宅勤務、時差出勤を始めとしたオフピーク対応、出勤前の検温、職場内でのソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗い、換気等を徹底しております。しかしながら、当社グループの主要な拠点において新型コロナウイルス感染症等の大規模感染が生じた場合、当社グループの事業にどの程度影響を与えるのかを正確に予測することは困難ではありますが、企業活動が滞り、業績に悪影響が及び可能性があります。

### 2．臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第96期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2020年6月24日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

2019年6月28日 東海財務局長に提出の臨時報告書

#### 1 [提出理由]

当社は、2019年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### 期末配当に関する事項

###### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円（普通配当50円、特別配当20円） 総額359,033,290円

###### ロ 効力発生日

2019年6月26日

###### その他の剰余金の処分に関する事項

###### イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,600,000,000円

###### ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,600,000,000円

###### 第2号議案 取締役10名選任の件

神田廣一、星加俊之、大西和光、高須宏之、杉野和記、辻憲史、吉田豊、安井博司、松井信行及び服部誠一を取締役に選任するものであります。

###### 第3号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）8名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額57百万円を支給するものであります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件

## 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	42,177	9	0	(注)1	可決 98.35
第2号議案 取締役10名選任の件					
神田 廣一	41,528	659	0		可決 96.84
星加 俊之	41,928	259	0		可決 97.77
大西 和光	42,106	81	0		可決 98.19
高須 宏之	42,106	81	0		可決 98.19
杉野 和記	42,111	76	0	(注)2	可決 98.20
辻 憲史	42,122	65	0		可決 98.23
吉田 豊	42,122	65	0		可決 98.23
安井 博司	41,738	449	0		可決 97.33
松井 信行	42,127	60	0		可決 98.24
服部 誠一	41,258	929	0		可決 96.21
第3号議案 取締役賞与の支給の件	42,100	87	0	(注)1	可決 98.17

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3. 自己株式の取得等の状況

当社が2020年6月10日に提出した自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2020年5月11日 至 2020年5月31日)の内容は以下のとおりです。なお、当該自己株券買付状況報告書提出後、2020年6月24日までに自己株式の取得はなされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化はありません。

#### 1 [取得状況]

##### (1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

##### (2) [取締役会決議による取得の状況]

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
	取得日	取得数	
取締役会(2020年5月11日)での決議状況 (取得期間 2020年6月25日~2020年8月31日)		60,000	360,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	-月-日	-	-
計	-	-	-
報告月末現在の累計取得自己株式		-	-
自己株式取得の進捗状況(%)		-	-

2020年5月31日現在

#### 2 [処理状況]

該当事項はありません。

#### 3 [保有状況]

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	5,140,000
保有自己株式数	3,811

2020年5月31日現在

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

### 4. 最近の業績の概要について

第97期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の業績の概要

2020年5月11日付の取締役会で承認され、2020年5月11日に公表した第97期連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び比較情報としての第96期連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。



## ( 1 ) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,025	11,071
受取手形及び売掛金	13,343	13,556
有価証券	62	-
製品	1,937	1,368
仕掛品	7,205	6,756
原材料及び貯蔵品	281	220
その他	286	319
貸倒引当金	12	12
流動資産合計	33,130	33,280
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,349	4,140
機械装置及び運搬具（純額）	1,233	976
土地	1,541	1,497
リース資産（純額）	165	196
建設仮勘定	399	861
その他（純額）	318	242
有形固定資産合計	8,008	7,914
無形固定資産		
リース資産	65	60
その他	19	18
無形固定資産合計	84	78
投資その他の資産		
投資有価証券	8,942	8,215
長期貸付金	2	2
退職給付に係る資産	1,402	1,153
繰延税金資産	948	1,403
その他	382	389
貸倒引当金	18	4
投資その他の資産合計	11,659	11,160
固定資産合計	19,752	19,153
資産合計	52,882	52,434

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	3,146	3,570
電子記録債務	3,828	3,077
短期借入金	1,834	353
リース債務	94	92
未払法人税等	860	441
役員賞与引当金	57	57
その他	2,876	3,073
流動負債合計	12,697	10,664
<b>固定負債</b>		
長期借入金	5,055	5,406
リース債務	154	186
退職給付に係る負債	5,699	5,799
資産除去債務	5	5
その他	26	53
固定負債合計	10,941	11,451
負債合計	23,639	22,115
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,218	3,218
資本剰余金	311	311
利益剰余金	23,134	24,962
自己株式	41	14
株主資本合計	26,623	28,478
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	3,460	2,907
為替換算調整勘定	36	66
退職給付に係る調整累計額	998	1,129
その他の包括利益累計額合計	2,498	1,712
新株予約権	121	127
純資産合計	29,243	30,318
負債純資産合計	52,882	52,434

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	46,722	48,118
売上原価	34,583	36,371
売上総利益	12,139	11,747
販売費及び一般管理費	8,725	8,762
営業利益	3,414	2,985
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	204	195
投資不動産賃貸料	60	63
為替差益	99	11
その他	130	103
営業外収益合計	497	375
営業外費用		
支払利息	48	50
その他	59	95
営業外費用合計	108	145
経常利益	3,803	3,215
特別利益		
関係会社株式売却益	80	-
特別利益合計	80	-
税金等調整前当期純利益	3,883	3,215
法人税、住民税及び事業税	1,187	1,022
法人税等調整額	132	161
法人税等合計	1,054	860
当期純利益	2,829	2,354
親会社株主に帰属する当期純利益	2,829	2,354

## 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	2,829	2,354
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	174	553
為替換算調整勘定	47	103
退職給付に係る調整額	23	130
その他の包括利益合計	245	786
包括利益	2,584	1,567
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,584	1,567

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,218	311	20,992	90	24,432
当期変動額					
剰余金の配当			665		665
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,829		2,829
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		22		50	27
利益剰余金から資本 剰余金への振替		22	22		-
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,141	49	2,191
当期末残高	3,218	311	23,134	41	26,623

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,635	84	975	2,743	125	27,301
当期変動額						
剰余金の配当						665
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,829
自己株式の取得						0
自己株式の処分						27
利益剰余金から資本 剰余金への振替						-
連結範囲の変動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	174	47	23	245	3	248
当期変動額合計	174	47	23	245	3	1,942
当期末残高	3,460	36	998	2,498	121	29,243

当連結会計年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,218	311	23,134	41	26,623
当期変動額					
剰余金の配当			615		615
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,354		2,354
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		10		27	16
利益剰余金から資本 剰余金への振替		10	10		-
連結範囲の変動			100		100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,828	27	1,855
当期末残高	3,218	311	24,962	14	28,478

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,460	36	998	2,498	121	29,243
当期変動額						
剰余金の配当						615
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,354
自己株式の取得						0
自己株式の処分						16
利益剰余金から資本 剰余金への振替						-
連結範囲の変動						100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	553	103	130	786	5	780
当期変動額合計	553	103	130	786	5	1,074
当期末残高	2,907	66	1,129	1,712	127	30,318

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,883	3,215
減価償却費	1,095	1,068
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	13
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	72	86
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	227	74
受取利息及び受取配当金	207	197
支払利息	48	50
為替差損益(は益)	88	7
有形固定資産除売却損益(は益)	3	23
投資有価証券売却損益(は益)	113	27
売上債権の増減額(は増加)	501	216
たな卸資産の増減額(は増加)	539	1,066
仕入債務の増減額(は減少)	443	327
未払消費税等の増減額(は減少)	1	295
その他	393	73
小計	4,822	5,017
利息及び配当金の受取額	207	197
利息の支払額	49	48
法人税等の支払額	1,198	1,427
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,782	3,739
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額(は増加)	1,477	26
有価証券の売却及び償還による収入	33	62
有形固定資産の取得による支出	837	1,048
有形固定資産の売却による収入	50	82
投資有価証券の取得による支出	208	46
投資有価証券の売却による収入	164	43
その他	4	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,279	900
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	724
長期借入れによる収入	-	406
長期借入金の返済による支出	-	812
リース債務の返済による支出	113	109
自己株式の純増減額(は増加)	0	0
配当金の支払額	664	615
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	779	1,856
現金及び現金同等物に係る換算差額	93	35
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	816	1,018
現金及び現金同等物の期首残高	5,727	6,543
現金及び現金同等物の期末残高	6,543	7,562

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社グループは、全セグメントに占める「計測器関連事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	5,677.84円	5,878.00円
1株当たり当期純利益	552.49円	458.68円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	546.64円	454.18円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,829	2,354
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,829	2,354
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,121	5,132
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	54	50
(うち新株予約権(千株))	(54)	(50)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	29,243	30,318
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	121	127
(うち新株予約権(百万円))	(121)	(127)
(うち非支配株主持分(百万円))	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	29,121	30,190
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	5,129	5,136

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第96期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第97期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月10日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

愛知時計電機株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 松 真 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 正 伸

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている愛知時計電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、愛知時計電機株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、愛知時計電機株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

愛知時計電機株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西松真人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋正伸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている愛知時計電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月7日

愛知時計電機株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 松 真 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 巨 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている愛知時計電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。